

平成27年12月 1日

水田活用の直接支払交付金にかかる政治資金規正法上の分類結果について
(通知)

国から補助金等の交付の決定を受けた会社その他の法人が行う政治活動に関する寄附につきましては、政治資金規正法第22条の3により制限及びその適用除外要件（試験研究、調査に係るもの、災害復旧に係るもの、その他性質上利益を伴わないもの）が定められています。

昨今の補助金等の交付の決定を受けた法人による政治活動に関する寄附に関する議論を踏まえ、総務省において当該適用除外要件に係る運用基準について可能な限り明確にするため、「国から補助金等の交付を受けた会社その他の法人の寄附制限に関するガイドライン」が作成され、農林水産省においては、当該ガイドラインに沿って、平成27年度予算に計上された所管の補助金等について適用除外要件に該当するか該当しないおそれがあるかについて分類しました。

つきましては、総務省の要請により、補助金等の交付の決定を受けた会社その他の法人に対し、当該分類結果を通知する取組を開始致しましたので、下記のとおり分類結果を通知致します。

記

政治資金規正法第22条の3第1項の規定により、国から一定の補助金等（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等は寄附制限の例外）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附をしてはならないこととされています。

平成27年12月1日に交付の決定を行っている水田活用の直接支払交付金は、上記の寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）には該当しないおそれがあります。

(参考)

政治資金規正法（昭和二十三年七月二十九日法律第百九十四号）抄

（寄附の質的制限）

第二十二条の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成六年法律第五号）第三条第一項の規定による政党交付金（同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。）を除く。第四項において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2～6 (略)

本通知は、交付決定ごとに送付することとされておりまますので、経営所得安定対策等の他の交付金の交付決定があつた場合、再度送付されることとなりますが予めご承知おきください。



以上

平成27年12月1日

殿

農林水産大臣



水田活用の直接支払交付金の交付決定通知書

経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)IVの第2の8の規定に基づき、下記のとおり交付金を交付することを決定しましたのでお知らせします。

記

水田活用の直接支払交付金

円

(備考)

交付金額の内訳は、別紙様式第19号の1「水田活用の直接支払交付金の交付金計算書」又は別紙様式第19号の2「水田活用の直接支払交付金における数量払いの交付金計算書」をご確認ください。

上記の金額はご指定の金融機関の預貯金口座に、平成27年12月4日以降の入金予定としておりますので、お知らせします。

※農林水産大臣の公印を電子印影で印刷した通知書のため、印影は黒色となっております。

水田活用の直接支払交付金の交付金計算書

交付申請者名

フリガナ	[REDACTED]
氏名又は 法人・組織名	[REDACTED]

交付申請者管理コード	[REDACTED]
------------	------------

水田活用の直接支払交付金

作物名		交付対象面積 (A)	交付単価 (B)	交付金額 (A×B)
麦	基幹作物			
	二毛作			
大豆	基幹作物			
	二毛作			
飼料作物	基幹作物			
	二毛作			
FCS用稻	基幹作物			
	二毛作			
米粉用米	基幹作物 (先払分)			
	二毛作			
飼料用米	基幹作物 (先払分・生もみ除く)			
	基幹作物 (生もみを直接利用する取組)			
	二毛作			
加工用米	基幹作物			
	二毛作			
耕畜連携助成	わら利用			
	水田放牧			
	資源循環			
产地交付金	計			

(注) 交付単価、交付金額が「一」は、次回支払予定。交付単価、交付金額が()は、支払済。